

議事の運営等について

1. 議事・議事要旨・議事録

- 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、議決することができないものとする。
- 検討会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによるものとする。
- 本検討会に関する審議において、商工中金の個社の事業の状況やガバナンス体制について議論するという性格上、原則として当日の検討会の議事及び議事録は非公開とする。
- 議事要旨については原則公開とする。

2. 配布資料

- 配付資料の取扱いについては原則として公表する。ただし、資料の内容を踏まえ非公開が適当と考えられる配布資料については、事務局が座長（配布資料が事務局以外の者から提出されたものである場合には座長及び資料提出者）と相談して、対応を決定する。

3. 会議開催方法

- 原則として、対面及びオンラインのハイブリッド形式とする。
- 会議の議事に必要と判断される場合には、座長の判断により、委員又はオブザーバーを追加することができることとする。
- 議事の性質上、参加者を限って開催することが適切と考えられる場合には、座長の判断により、参加者を限定して開催することができることとする。

4. その他

- 上記の他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って決するものとする。

以上